



交通ルールを守ろう

愛知県は他の都道府県に比べて交通死亡事故が多発しています。交通安全には十分注意してください。

特に医学生は、社会のルールを率先して守る必要があります。駐車違反やスピード違反などこれらの社会的な信用を失墜する行為は厳に謹んでください。

◆ 自動車通学について

自動車通学者は、「愛知医科大学学生の自動車による通学及び駐車の規制に関する規定」により、本学が開催する交通安全講習会受講し、かつ、自動車通学許可願を「医学部生各種届出ポータル」から提出し、自動車通学を許可された場合に限り認められています。自動車通学を希望する者は使用開始月の前月の10日までに提出してください。

なお、キャンパス内及び本学の周辺道路において、迷惑駐車・違法駐車をした場合は、「学生の駐車違反者等に対する懲戒要項」により厳罰を科せられることになりますので、絶対にしないでください。

【医学部生各種届出ポータル】

<https://amumail.sharepoint.com/sites/gakuseika>

※ 学内メールアドレス、パスワードでログインしてください。



◆ 自転車・バイク通学について

自転車・バイクで通学する場合は、必ず指定された場所（駐輪場）に置くことになっていますが、それ以外の場所に置く迷惑駐輪が見受けられます。公共交通機関等及び歩行者に支障を来すばかりか、来学者から見ても恥ずかしいこともあります。

他人に迷惑がかかる行為はつしみましょう。

◆ 公共交通機関等での通学

公共交通機関等を利用して通学する学生の中に、車内において身体の不自由な人に席を譲らない者や、スマートフォン・携帯電話の使用、大声での会話及び飲食等で他人に迷惑をかけている者がいます。

マナーを守り、周りの人に配慮して行動しましょう。

【交通の案内】

<https://www.aichi-med-u.ac.jp/su16/index.html>



◆ もし罰金以上の刑に……

医師免許申請（国家試験合格後）に際し、申請時から過去5年以内に交通事犯を含む罰金以上の刑に処せられていた場合は、申請時に①判決書又は略式命令書、②領収証書が必要になるので、当時の関係書類を必ず保管しておくこと。